

平成 23 年

第 1 回市議会定例会 議案第 29 号

函館市特別会計条例の一部改正について

函館市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 25 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市特別会計条例の一部を改正する条例

函館市特別会計条例（昭和 39 年函館市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 6 号を削り，第 7 号を第 6 号とし，第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の第 1 条第 6 号に規定する函館市老人保健医療事業特別会計に係る平成 22 年度の収入および支出ならびに決算については，なお従前の例による。

（提案理由）

老人保健医療事業特別会計を廃止するため